

第4章

環境施策

第1節 エコ意識・環境学習プロジェクト

～市民一人ひとりの環境への意識を高めよう～

1. 現状と課題

エコ意識や環境学習は、環境に関するあらゆる取組み、行動に共通しており、すべての施策の土台となるものです。

本市の地域環境と地球全体の環境を維持・保全していくためには、一人ひとりが“環境の今”を認識し、SDGsなど新たな考え方を取り入れながら“行動”していく必要があります。その行動の先に、美しく住みよい地域環境と地球環境があります。

市民・事業者・市などの各主体が家庭や職場、それぞれの居場所・地域で自ら行動できるよう、環境に関する情報の発信や各世代に合わせた環境学習の提供が課題となっています。



2. 施策の方向性

●環境情報の発信

市民一人ひとりのエコ意識向上のため、全国的に実施される環境運動や地域環境問題の情報をホームページや広報誌、行政放送などあらゆる媒体を通して発信します。

●各世代に合わせた環境教育の実施

幼児から大人まで、各世代に合わせた環境教育を実施し、環境保全・維持のための行動や活動への参加を促します。

●環境活動の機会の提供

市民全員が環境活動に参加するための機会を提供します。

家庭や学校、事業所をはじめ、様々な場所や機会を通じて、子供と大人が一緒になって環境について学び、考え、積極的に行動するための取組みを推進します。

3. 施策

3-1. エコ意識に関する施策

情報の発信・共有

施策番号1 地域の環境問題や環境月間、エコライフデー、不法投棄防止強化月間、外来生物などの環境に関する情報を行政放送、広報誌、ホームページで発信します。

施策番号2 本市の環境の現状を市民に周知するため、毎年ホームページにて環境基本計画の進捗状況を周知します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
1	行政放送依頼回数	20回/年	市民環境課
	広報誌掲載回数	3回/年	市民環境課
	ホームページ掲載ページ数	20ページ [2030年度までの累計]	市民環境課
2	年間のホームページ更新回数	1回/年	市民環境課

環境活動への参加

施策番号3 子どもから大人まで、幅広い世代の環境活動への参加を促すため、曾於市一斉美化活動を1回/年実施します。

施策番号4 環境活動を含む自治会活動の活性化を図るため、自治会への新規加入に対して自治会加入促進助成金を交付するとともに、自治会統合により自治会規模を確保するため、自治会統合補助金の交付を行います。

施策番号5 地域コミュニティ協議会を各校区（地区）ごとに設立し、各協議会は、地域間の連携を行いながら、地域づくり計画等の作成と実施により、地域コミュニティを持続的に運営していきます。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
3	曾於市一斉美化活動実施回数	1回/年	教育委員会 生涯学習課
4	自治会への新規加入世帯	100世帯以上/年	企画政策課
	自治会の統合数	20自治会 [2030年度までの累計]	企画政策課
5	コミュニティ協議会設置率	100%設置 [2030年度以降]	企画政策課
	環境活動の実施	各協議会で 年1回以上実施	企画政策課

3-2. 環境学習に関する施策

学校等における環境教育の推進

施策番号6 本市の自然環境学習のため、市内小中学校のすべての学校で、総合的な学習の時間や生活科、理科、委員会活動などを活用し、水生生物調査、野鳥観察、自然観察、自然体験学習、史跡めぐりを実施します。

施策番号7 小中学校における環境意識向上のため、環境教育全体計画等を作成・実践するとともに、すべての小中学校で清掃活動を実施します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
6	水生生物調査、野鳥観察、自然観察、自然体験学習、史跡めぐり実施校数	20校/年	教育委員会 学校教育課
7	環境教育全体計画等の整備校数	20校/年	教育委員会 学校教育課
	清掃活動実施校数	20校/年	教育委員会 学校教育課

大人に対する環境啓発

施策番号 8 曾於市クリーンセンターでの施設見学や研修，環境講座を通して，本市のごみ排出の現状と3Rの重要性を伝えます。

施策番号 9 市内の自然や文化をフルに活用し，市内外の多くの人に体験型，滞在型の観光・レクリエーション活動を楽しんでもらう，エコツーリズムを推進します。

施策番号 10 霧島ジオパークのジオサイト認定を目指し，自然環境教育や観光資源として活用します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
8	曾於市クリーンセンターの施設見学，研修や環境講座の開催回数	4回/年	市民環境課
9	本市を訪れる観光入込客数	140万人/年	商工観光課
10	新たな霧島ジオパークのジオサイト認定に向けて，観光資源の発見・環境整備の状況報告	現状の報告	商工観光課

食育の推進

- 施策番号 11 母子、成人、高齢者を対象に栄養及び運動を中心とした健康づくり活動を実施するため、食生活改善推進事業を推進します。
- 施策番号 12 食品ロス削減推進計画の策定を検討します。家庭での食品の食べきり運動と飲食店での30・10運動を推進し、食品ロスを削減します。
- 施策番号 13 地元農家や加工施設との連携、道の駅などの販売所の活用を図りながら、学校給食に地元食材を取り入れ、地産地消を推進します。また学校給食における食品ロスを削減します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
11	食生活改善に関する教室の開催回数	70回/年	保健課
12	食品ロス削減推進計画の策定	策定 [2030年度まで]	市民環境課
	30・10運動ポスター掲示店舗数	50店舗 [2030年度までの累計]	市民環境課
13	新しい給食センターで地産地消	30%/年	教育委員会 教育総務課
	給食の残食率	小学校 2% 中学校 5%	教育委員会 教育総務課


鹿児島県では、食品ロス[※]を削減するため、宴会^{さんまる いちまる}での「30・10運動」を奨励しています。

※「食品ロス」とは
本来はまだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のこと。宴会での食べ残しは、通常の外食の8倍にもなります。

<味わいタイム>
乾杯後**30分間**は、席を移動せずに料理を楽しむ！
(歓談しながら料理を味わい、苦手な料理は放置せず人に譲りましょう。)

<食べきりタイム>
お開き前**10分間**、自席に戻り残った料理を食べきる！
(各自が「食べきり」に心がけ、大皿・鍋等の料理も協力して完食しましょう。)

▶▶ 食品ロスについての詳細は、[こちら](#)
(鹿児島県のホームページ)

鹿児島県 食品ロス 

出典：鹿児島県ホームページ

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 環境に関する情報に関心を持ち、環境に配慮した行動をとります。
- 食品の食べきりを実践し、家庭からの食品ロスを減らします。
- 地域の環境保全活動や清掃活動に参加します。
- 環境学習に関する講座などに積極的に参加します。

事業者の取組み

- 環境に関する情報に関心を持ち、環境に配慮した行動をとります。
- 懇親会などでは、30・10運動を実践します。
- 地域の環境保全活動や清掃活動に参加します。
- 環境学習に関する講座などに積極的に参加します。
- SDGsなどの新しい考え方を事業に取り入れます。

第2節 大気プロジェクト

～脱炭素社会の実現を目指し、きれいな空気を維持しよう～

1. 現状と課題

地球温暖化問題に対して、2015年に世界では『パリ協定』を採択し、日本でも2016年地球温暖化対策計画を策定しました。地球温暖化による気候変動の影響は大きく、近年、各地で大きな災害が多発しています。世界では脱炭素社会の実現に向けた取組みが進んでいるところです。

本市においては、家庭や事業所でのごみの不法焼却や燃やせるごみの排出量の増加による温室効果ガス排出量の増加、農畜産業に係る悪臭などの問題があります。

大気に係る公害防止に向けて、家庭や事業者による環境配慮の取組みを拡大し、安心・安全・快適に暮らせる環境の確保が課題となっています。



2. 施策の方向性

●脱炭素社会の実現

3Rなどの推進により、燃やせるごみを減量し、温室効果ガスの排出量を減少させます。また、家庭や事業所における環境負荷の少ないライフスタイルの導入による温室効果ガス削減を実践します。

●生活環境と健康の保全

家庭や事業所での不法焼却や、堆肥の野積みなどによる悪臭公害を無くすための対策を推進し、市民の生活環境や健康を守ります。

●曾於市役所地球温暖化対策実行計画

市役所で策定している「曾於市役所地球温暖化対策実行計画」の推進により、CO₂の削減目標を達成します。

3. 施策

3-1. 地球温暖化対策に関する施策

家庭における取組み

施策番号 14 エアコン使用による温室効果ガスの排出量を抑制するため、夏季・冬季のクールシェア・ウォームシェアの実施について毎年広報します。

施策番号 15 ドライバー一人ひとりがエコドライブとアイドリングストップを実践し、自動車排出ガスの排出量を抑制するとともに、交通事故件数を減らします。

施策番号 16 燃やせるごみの排出量を市民一人当たり 100 kg未満/年へ減量し、ごみ焼却による温室効果ガスの排出を抑制します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
14	広報依頼回数	各 1 回/年	市民環境課
15	交通事故件数	110 件以下/年	市民環境課 総務課
16	燃やせるごみの排出量 ※事業系除く	100kg 未満/人・年	市民環境課

事業所における取組み

施策番号 17 エアコン使用による温室効果ガスの排出量を抑制するため、市内の各事業所でクールビズ・ウォームビズを実践します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
17	クールビズ・ウォームビズ広報依頼回数	各 1 回/年	市民環境課

市役所での率先した取組み

-
- 施策番号 18 曾於市役所地球温暖化対策実行計画に基づいて、基準年（平成 25 年度）比で 46%削減します。
- 施策番号 19 庁内で使用する紙や文具類、消耗品などについては、グリーン購入法に従って、環境に配慮された商品の購入を推進します。
- 施策番号 20 地球温暖化がもたらす気候変動について周知し、国や県の気候変動適応の考え方の周知を図り、具体的な取り組みの実施を促します。
- 施策番号 21 市内の公共施設や事業所をクールシェア・ウォームシェアスポットとして登録し、休息施設としての利用を促進します。
- 施策番号 22 思いやりバスや思いやりタクシーを適切に整備するとともに、JRへ便数増加の要請を行い、公共交通機関の整備を図り、温室効果ガスを削減します。
- 施策番号 23 学校の施設改修に際して、省エネルギー設備の積極的な導入を進めます。
- 施策番号 24 公共施設の改修の際は、省エネルギー設備を利用します。
- 施策番号 25 市役所で導入する機器は省エネルギーのものを導入するとともに、ペーパーレス化を推進し、燃やせるごみの排出量を抑制し、温室効果ガスの削減を図ります。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
18	温室効果ガス削減率	-46% ※2013年度比	財政課
	低排出ガス車率	10% [2030年度までの累計]	財政課
19	10年間で、取扱用品について、環境に配慮した商品の購入品目数	50%以上 [2030年度までの累計]	会計課
20	気候変動広報依頼回数	1回/年	市民環境課
	気候変動適応に関する具体的な取り組み実施数	10施策 [2030年度までの累計]	市民環境課
21	クールシェア・ウォームシェアスポット個所数	市内20個所 [2030年度までの累計]	市民環境課
22	思いやりバス・タクシーの利用者数	45,000人/年	企画政策課
	列車の本数の推移	上り下り+1便 ※2025年度比 [2030年度までの累計]	企画政策課
23	教室や体育館、武道場の蛍光灯や水銀灯の照明設備をLED電球へ取替	100% [2030年度まで]	教育委員会 総務課
24	本庁舎への太陽光発電システム設備・LED照明設備導入	導入済	財政課
	大隅・財部支所へのLED照明設備導入	導入済	財政課
25	ペーパーレス項目数	32項目 [2030年度までの累計]	総務課

コラム：COOL CHOICE

「COOL CHOICE」は、「2030年度に、温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）する」という国の目標達成のために、国民が、低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

身近な生活のなかで、未来のために、今選択できるアクションを選ぶ。

私たちが無理なく楽しく、そして今から始められる“COOL CHOICE（＝賢い選択）”は、具体的に次のような取組があります。

1. 低炭素型製品への買換え

- ・LED, エアコン, 冷蔵庫, テレビなどの省エネ製品
- ・高効率給湯器などの導入
- ・高気密高断熱住宅の新築・リフォーム

2. 低炭素サービスの選択

- ・公共交通の利用
- ・都市部ではカーシェアリング
- ・低炭素物流サービスの利用
- ・スマートメーターによる「見える化」

3. 低炭素なライフスタイル転換

- ・家庭でのクールビズ, ウォームビズ
- ・エコドライブ, 自転車の利用
- ・うちエコ診断による見える化



出典：JCCCA「クールチョイス！省エネガイド楽しく“節エネ”ライフ」
及び環境省ホームページ

3-2. 家庭ごみの不法焼却に関する施策

家庭ごみの不法焼却対策

施策番号 26 家庭でのごみ焼却が違法であり、火災の危険性もあることを周知し、家庭ごみ焼却と野焼きの煙に関する苦情を減らし、それに起因する火災も減らします。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
26	不法焼却に関する苦情件数	0 件/年	市民環境課
	家庭ごみ・野焼きに起因する火災件数	13 件以下/年	市民環境課 総務課

3-3. 事業所の不法焼却に関する施策

事業所における不法焼却対策

施策番号 27 事業所における不法焼却を防止するため、環境パトロールを実施し発見した際は指導を行います。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
27	事業所の不法焼却件数	0 件/年	市民環境課

3-4. 騒音・振動・悪臭に関する施策

騒音・振動・悪臭対策

施策番号 28 自動車騒音常時監視業務を継続して実施し、環境水準を達成します。

施策番号 29 騒音・振動・悪臭が発生した場合は、原因を特定し、被害状況を計測機器などを使用して把握し、解決を図ります。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
28	環境基準達成率	100%/年	市民環境課
29	騒音苦情件数	0件/年	市民環境課
	振動苦情件数	0件/年	市民環境課
	悪臭苦情件数	0件/年	市民環境課

3-5. 光化学オキシダント・PM2.5対策に関する施策

光化学オキシダント・PM2.5対策

施策番号 30 光化学オキシダント及びPM2.5に関する健康被害防止のため、気象情報の発令に備え、年1回の伝達訓練を実施します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
30	訓練実施回数	1回/年	市民環境課

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 日常生活において、省エネルギーを意識した行動を心掛けます。
- 車を購入する際は、エコカー（低公害車、低燃費車）など、環境への負荷が少ない車を検討します。
- ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ、アイドリングストップなど環境と安全に配慮した運転（エコドライブ）に努めます。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- 野外でのごみの焼却を行いません。
- たき火などを行う際は、煙に注意し、近隣住民に迷惑がかからないようにします。
- 暮らしの中から生じる騒音に気を付けます。

事業者の取組み

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21, ISO14001 など）の導入を検討します。
- ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ、アイドリングストップなど環境と安全に配慮した運転（エコドライブ）に努めます。
- 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭などの防止に努めます。

第3節 農畜産プロジェクト

～循環型農業を推進し、食と農畜産を未来に受け継ごう～

1. 現状と課題

農畜産業は、本市の基幹産業であり、本市の食と農は将来に渡って受け継ぐべき魅力のひとつです。農地は、雨水の貯留による洪水や土砂崩れの防止、多様な生き物の生息・生育環境の保全、緑豊かな田園風景の形成など多面的な役割を果たしています。

しかしながら、近年は過疎化や高齢化などによる農畜産業の担い手不足が引き起こす農地の荒廃や、施肥や農薬による生物多様性や地下水への影響が課題となっています。また、家畜排せつ物による悪臭や水質汚染など、処理の不徹底による問題も課題となっています。



2. 施策の方向性

●後継者の確保

農村環境と本市の農畜産業の魅力を発信し、新規就農者を増やします。

人・農地プランなどの実効性のある施策によって、農地の集積と再整備を実施し、耕作放棄地・遊休農地の発生を防止し、農地を有効活用します。

●自然循環型農業の推進

各農家への指導や助言により、施肥や農薬などによる環境負荷を減少させるとともに、安心安全な農産物生産供給体制を構築します。

また、家畜排せつ物の堆肥化を促進し、循環型農業を推進します。

●廃棄物の適正処理

農畜産業に係る廃棄物の適正処理推進のため、農業用廃プラスチック類などの一斉回収を実施し、農畜産業に係る廃棄物の不法投棄を無くします。

3. 施策

3-1. 農畜産業の持続的な発展に関する施策

農畜産業共通

施策番号 31 農業の担い手を確保するため、新規就農者に補助金を交付し、栽培技術力の継承などを行うとともに、労働力不足解消のための新しい技術を取り入れた、スマート農業を推進します。

施策番号 32 ふるさと納税制度を活用し、本市の農畜産物の普及に努めます。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
31	新規就農者数	8人/年	農政課
	スマート農業技術導入	1農家1技術/年	農政課
32	ふるさと納税額	30億円/年	商工観光課

農業

施策番号 33 曾於市グリーンツーリズム協議会と連携し、本市の農村環境を利用して、市外からの観光客を受け入れるとともに、農業体験を通して、将来の農業の担い手となるためのきっかけを提供します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
33	体験型民泊の受け入れ	100人/年	商工観光課

3-2. 農地の保全に関する施策

農地保全

施策番号 34 農業者などによる組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持などの地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化など、多面的機能を支える共同活動を支援します。また、高齢化や事務の煩雑から組織数が減少しているため、広域化を推進します。

施策番号 35 中山間地域等直接支払制度を活用し、耕作放棄地の発生防止及び多面的機能を確保する活動を推進します。

施策番号 36 農地パトロールや農地の利用状況調査結果に基づき、農地の無断転用を防止するとともに、再生可能な遊休農地の改善指導や利用調整活動などを行い、農地の利用集積・集約化を推進し、農地の景観を保全します。

施策番号 37 地域計画の策定及び話し合い活動の継続による農地利用の効率化を推進します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
34	活動組織の広域化による組織数	3団体 [2030年度まで]	耕地林務課
35	中山間地域等直接支払制度利用件数	6件/年	農政課
36	遊休農地の解消面積	14.1ha/年	農業委員会
37	地域計画策定数	18地区	農政課

3-3. 環境保全型農業の推進に関する施策

施肥・農薬散布

施策番号 38 家畜排せつ物を利用し、循環型農業を推進するため、有機センターにて家畜排せつ物を受け入れ、完熟堆肥を製造・販売します。

施策番号 39 環境保全型農業の推進と堆肥の悪臭による生活環境への影響を防止するため、講習会を開催し、各農家へ指導・助言を行います。

施策番号 40 土壌診断を実施し、その結果に基づいた土づくりや施肥改善と農薬の適切な使用も講習会で指導します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
38	家畜排せつ物の受け入れ量	14,000 t /年	畜産課
	完熟堆肥の販売量	6,000 t /年	畜産課
39	堆肥による悪臭の苦情件数	0 件/年	農政課 市民環境課
40	土壌診断の地点数	300 地点/年	農政課

農業用廃棄物

施策番号 41 曾於市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会とともに、農業用廃プラスチック、塩化ビニール、空き缶などの適正な処理を推進し、農業用廃プラスチック類の不法焼却と不法投棄件数を減らします。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
41	農業用廃プラスチック類回収量	500 t /年	農政課
	農業用廃プラスチック類の不法焼却，不法投棄件数	0 件/年	農政課

家畜排せつ物

施策番号 42 家畜排せつ物を適正に管理し，河川や地下水への影響を抑えるため，家畜排せつ物処理法の規制対象農家が設置する堆肥舎や尿溜槽，また概ね 10 頭規模以上のパドック式牛舎の建設に補助金を交付します。

施策番号 43 家畜排せつ物処理法の規制対象外の農家にも家畜排せつ物の適正管理を指導します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
42	規制対象農家への補助金件数 ※堆肥舎・尿溜槽	8件/年	畜産課
	パドック設置補助金件数	8件/年	畜産課
43	規制対象外農家への指導件数	100%/年	畜産課

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 地元の農畜産物を積極的に購入・利用します。
- 農畜産業へ関心を持ち、理解を深めます。
- 農村風景を大切にします。

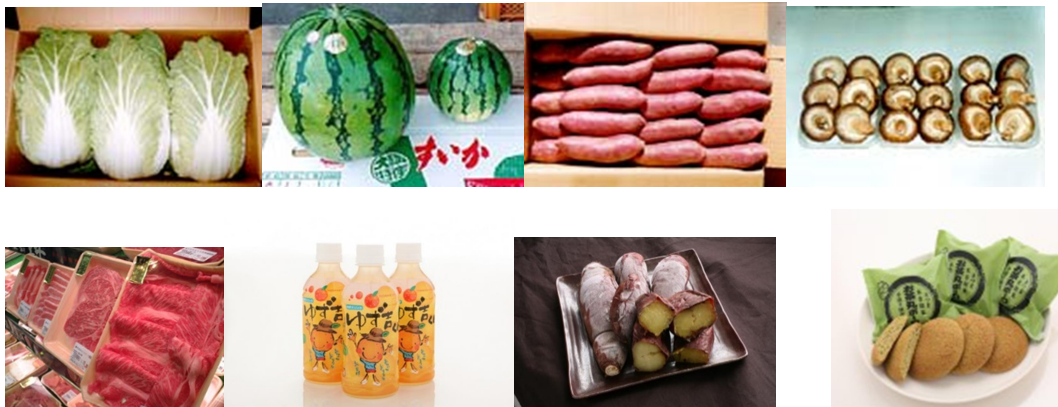
事業者の取組み

- 就農者の育成・確保及び認定農業者の育成に努めます。
- 環境に配慮した農畜産業に取り組めます。
- 地元の農畜産物を積極的に購入・利用します。
- 農業体験やグリーンツーリズムに協力します。
- 農村風景を大切にします。

コラム：本市が誇る農畜物など

本市では、全国有数の畜産地帯で、野菜・果樹等の農産物も盛んな地域です。豊かな自然で育まれた農畜産物のうち、肉用牛や豚は全国でもトップクラスで、白菜やすいかなども有名です。

本市の新鮮な農畜産物は、道の駅などで販売されており、高い評価を得ています。安心安全な曾於市産の農畜産物や加工食品を消費者に広く知ってもらうため「曾於市ブランド認証品」として紹介しているものもあります。



資料：本市ホームページ

第4節 森林プロジェクト

～多様な機能を持つ、森、里山を守り育てよう～

1. 現状と課題

本市の面積の約6割は森林であり、森林には、木材生産のほか、水源の涵養、山地災害防止、土壌保全、生物多様性の保全など、公益的な多面的機能があります。また、森林は二酸化炭素を吸収することで地球温暖化対策にも重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年は過疎化や高齢化などによる林業の担い手が不足しています。これにより、森林の荒廃が進み、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されなくなることが危惧されています。また、森林に生息する多くの生き物の生息環境の悪化や、外来生物の増加や有害鳥獣による農作物被害も課題となっています。



2. 施策の方向性

●後継者の確保

森林環境と本市の林業の魅力を発信し、新規就業者を増やします。

●未来につなげる美しい山の形成

下刈りや間伐など、適正管理を推進し、美しい森林を維持します。

また、森林公園などの利用者を増加させます。

●有害鳥獣対策

イノシシやシカなどの有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努め、有害鳥獣の捕獲を推進します。



出典：※曾於市観光協会 HP



3. 施策

3-1. 林業の持続的な発展に関する施策

林業の持続的な発展

施策番号 44 林業就業支援講習事業を実施し，新規就業者を増やします。

施策番号 45 地元産の木材利用拡大のため，曾於市木材利用推進連絡会議を設置し，公共事業，特に小中学校の校舎などにおける木材利用の推進を図ります。

施策番号 46 森林観光施設にもみじを植栽し，観光客に本市の森林の魅力を発信します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
44	新規就業者数	2人/年	耕地林務課
45	公共工事における地元産木材使用施設数	5施設 [2030年度までの累計]	耕地林務課
46	もみじの植栽本数	200本/年	耕地林務課



3-2. 森林の整備・保全に関する施策

森林の適正管理

施策番号 47 森林環境を市内外の多くの人に堪能してもらうため、千年の森、憩いの森、大川原峡、悠久の森、白鹿岳など観光施設・観光資源を適切に管理し、観光客の増加につなげます。

施策番号 48 森林の適正な管理を図り、森林の持つ多面的機能を十分に発揮するため、間伐や下刈りなどに補助金を交付します。

施策番号 49 市有林については造林保育事業の推進とボランティアにより、下刈りなどを実施します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
47	観光交流人口	45,000人/年	耕地林務課
48	民有林の間伐面積	30ha/年	耕地林務課
	民有林の下刈り面積	900ha/年	耕地林務課
49	市有林の下刈り面積	60ha/年	耕地林務課

森林面積の維持

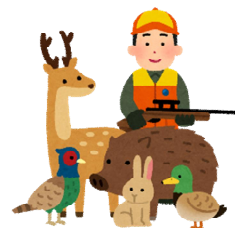
施策番号 50 皆伐による未整備森林や転用による森林面積の減少を防ぐため、再造林を推進します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
50	再造林面積	250ha/年	耕地林務課

有害鳥獣対策

施策番号 51 有害鳥獣による農作物への被害低減のため、被害防止対策と捕獲を実施します。



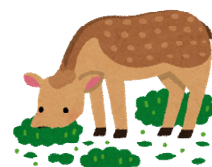
<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
51	捕獲頭数	イノシシ：1,500 頭/年 シカ：170 頭/年	農政課

コラム：集落ぐるみで鳥獣を「寄せ付けない」取組

1 農地や集落内の「鳥獣のえさ場」をなくしましょう！！

- 収穫残さを放置しない！
- 放任果樹は剪定するか撤去（伐採）する！
- 冬季のえさ場をなくす！！



2 農地周辺や集落内の「鳥獣の隠れ場所」をなくしましょう！！

- 集落内のすみかやひそみ場をなくす（荒廃農地、茂み、ヤブ等の解消）。
- 集落内の見通しを良くする（緩衝帯の設置、枝打ち等）。

3 住民が協力して鳥獣を追い払い「鳥獣の人慣れ」を防ぎましょう！！

- 鳥獣の姿を見たら、みんなで協力して音をたてて追い払う。
- 放任された果樹や収穫残さを餌にしている鳥獣も見逃さず追い払う。

4 鳥獣のえさ場や隠れ場所がないか、柵が破れていないか等の「環境点検」を実施しましょう！！

<環境点検の視点>

- ・ 集落内や農地に「えさ場（放任果樹、野菜くずの放置等）」はないか。
- ・ 集落内や農地周辺に鳥獣の住処（ヤブ、けものみち）はないか。
- ・ 侵入防止柵の設置場所と管理状況は適切か。破れていないか。



資料：鹿児島県ホームページ

3-3. 外来生物に関する施策

外来生物

施策番号 52 県が指定する外来生物については広報誌やホームページに掲載し、情報を発信するとともに、駆除が可能なものは駆除していきます。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
52	外来生物の広報依頼件数	2回/年	市民環境課
	外来生物の駆除件数	1回/年	市民環境課

コラム：外来種による被害を予防する三原則

もともとはいなかった地域に、人間によって持ち込まれた生物を「外来種」といいます。外来種の中には、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を及ぼすものがあり、大きな問題になっています。

外来種による被害を予防するために、下記の三原則を守りましょう。

外来種被害予防三原則

1

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を
“入れない”

外来種問題を引き起こさないために、一番大切なことです。外来種を入れなければ問題は起きません。



2

飼育・栽培している外来種を
“捨てない”

入れた外来種は、適切に管理（捨てない、逃がさない、放さない）しなければいけません。ペットや観葉植物は、最後まで管理する責任があります。



3

すでに野外にいる外来種を
他地域に
“拡げない”

すでに野外に定着してしまっている外来種は、まだ定着していない地域に拡げないことが大事です。これ以上問題を拡げてはいけません。



外来生物法：生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を特定外来生物として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。

外来生物法で規制される事項 これらの規制に違反すると、最高で懲役3年、罰金300万円(個人)又は1億円(法人)が科される場合があります。

飼育・栽培



運搬 (生きたまま移動させる)



保管



輸入



野外への放出、植栽、は種 (種をまくこと)



許可を受けていない者に対する譲渡など



資料：環境省ホームページ

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 市内で実施される植樹・育林活動などに積極的に参加します。
- 林業に関心を持ち、後継者育成に協力します。
- 地元産の木材の利用に努めます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 鳥獣被害や、外来生物問題に対する理解を深め、捕獲などに協力します。
- 外来生物を飼育するときは適正な管理を行います。

事業者の取組み

- 市内で実施される植樹・育林活動などに積極的に参加します。
- 地元産の木材の利用に努めます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 鳥獣被害や、外来生物問題に対する理解を深め、捕獲などに協力します。

第5節 水プロジェクト

～安心・安全な水資源を保全しよう～

1. 現状と課題

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環しながら、人を含む多様な生態系に大きな恩恵を与えてきました。

近年、海洋プラスチックごみ問題が大きく取り上げられ、私たちの生活から出たごみで海が汚染されている現状です。

また、本市の河川は上流域に位置していますが、下流域でもその河川の恩恵を受けている人たちがいます。生活排水や事業所からの排水が未処理のまま河川に流れ込んでいるところもあります。生活排水においては、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換、事業所排水については、浄化設備の設置など、排水の適正処理が課題となっています。



2. 施策の方向性

●地下水・河川・海の水質保全

地下水保全に関する各協議会に参加し、地下水のモニタリングを継続して実施します。

河川の状況を監視し、河川の水質汚染や不法投棄などを防止します。

●生活排水・事業所排水の適正処理

下水道への接続や合併処理浄化槽の設置・転換を推進します。

事業所排水については、定期的に検査し、基準値を超過する事業所には改善を求めます。

●安心安全な飲料水の確保

上水道関連施設の維持・更新を計画的に進め、安心安全な水道水を供給します。

小規模水道や自治会水道についても、安心安全な飲用水を確保するため、水質検査を促進します。

3. 施策

3-1. 生活に必要な水に関する施策

生活に必要な水

施策番号 53 安心・安全な飲料水を安定的に供給するため、アセットマネジメントによる上水道関連施設の計画的な整備・維持に努め、新水源の開発による将来の上水道の安定的な供給を確保します。

施策番号 54 都城盆地の地下水の硝酸性窒素の状況を確認するため、都城盆地地下水の協議会に参加し、浅井戸の水質検査を実施します。

施策番号 55 安心・安全な飲料水を安定的に供給するため、小規模水道組合が実施する水質検査と、施設改修工事に対し補助金を交付します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
53	各年度の上水道関連事業の実績報告	-	水道課
54	井戸水の水質検査結果報告	-	市民環境課
55	小規模水道組合水質検査補助実施率	100%/年	水道課
	小規模水道組合施設修繕補助実施件数の実績報告	-	水道課

3-2. 排水に関する施策

排水

施策番号 56 生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、公共下水道区域においては、加入者増進を図ります。また、公共下水道以外の区域においては合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水処理人口普及率の増加を図ります。

施策番号 57 市内の企業や誘致企業については、公害防止協定を締結し、事業所排水による河川の水質悪化を防止します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
56	下水道加入率	100% [2030年度までの累計]	水道課
	合併処理浄化槽設置数	80基/年	水道課
	汚水処理人口普及率	100% [2030年度までの累計]	水道課
57	誘致企業の公害防止協定締結率	100% [2030年度まで]	企画政策課

3-3. 河川や海に関する施策

河川や海

- 施策番号 58 プラスチックごみの海への流出を防ぐため、マイバッグ運動やマイボトル運動を推進します。
- 施策番号 59 大淀川の水質を浄化するため、大淀川水系の協議会などに参加し、啓発活動や水質のモニタリングを実施します。
- 施策番号 60 河川の水質浄化を進めるため、市内の主要河川の水質調査や事業所排水の水質検査を実施し、環境対策審議会で結果を公表します。また、水質汚濁事案には、原因究明と原因者への指導を行います。
- 施策番号 61 河川愛護を推進するため、河川浄化等推進員による毎月の監視活動を実施し、不法投棄などの防止を図ります。また、ボランティアによる沿岸の草木の伐採を実施し、河川の景観を保全します。
- 施策番号 62 3Rに加え、Renewable（再生可能資源への代替）について啓発し、ペットボトルやプラスチックごみの排出抑制を図り、プラスチックごみによる海洋汚染をなくします。



※曾於市観光協会 HP より

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
58	マイバッグ広報依頼回数	4回/年	市民環境課
	ペットボトルの排出量	-25% ※2024年度比	市民環境課
59	大淀川水系水質浄化に係る啓発活動回数	1回/年	市民環境課
	水質モニタリング結果の公表	-	市民環境課
60	河川の水質調査結果の公表	-	市民環境課
	事業所排出水水質検査結果の公表	-	市民環境課
	水質汚濁事案件数	0件/年	市民環境課
61	河川浄化等推進員監視回数	12回/年・人	市民環境課
	河川愛護活動実施団体数	6団体 [2030年度までの累計]	土木課
	河川愛護活動実施回数	1回/年	土木課
62	広報依頼回数	4回/年	市民環境課

外来生物(再掲) ※森林プロジェクトに掲載あり

施策番号 52 県が指定する外来生物については広報誌やホームページに掲載し、情報を発信するとともに、駆除が可能なものは駆除していきます。

コラム：全国水生生物調査

国土交通省と環境省では、川の生きものを指標として河川の水質を総合的に評価するため、地域の皆様のご協力をいただいて『全国水生生物調査』を実施しています。

○サワガニ、カワゲラ類等の水生生物が生息しているかどうかで水質を判定

○子どもたちにもわかりやすく、特別な機材を用いないため、誰でも簡単に参加可能

○身近な自然環境に接することで、身近な環境問題への関心を高める良い機会

本調査では、河川に生息する水生生物のうち、①全国各地に広く分布し、②分類が容易で、③水質に係る指標性が高い、29種を指標生物としています。

河川で水生生物を採集し指標生物の同定・分類を行い、地点毎に、Ⅰ（きれいな水）、Ⅱ（ややきれいな水）、Ⅲ（きたない水）、Ⅳ（とてもきたない水）の4階級で水質の状況を判定しています。



きれいな水（Ⅰ）の指標生物		ややきれいな水（Ⅱ）の指標生物	
ナミウズムシ	サワガニ	カワニナ類	コオニヤンマ
ヒラタカゲロウ類	カワゲラ類	コガタシマトビケラ類	オオシマトビケラ
ヘビトンボ	ナガレトビケラ類	ヒラタドROMシ類	ゲンジボタル
ヤマトビケラ類	ブユ類	○ ヤマトシジミ	○ イシマキガイ
アミカ類	ヨコエビ類		
きたない水（Ⅲ）の指標生物		とてもきたない水（Ⅳ）の指標生物	
タニシ類	シマイシビル	サカマキガイ	エラミミズ
ミズムシ	ミズカマキリ	アメリカザリガニ	ユスリカ類
○ ニホンドロソコエビ	○ イソコツブムシ類	チョウバエ類	
Ⅰ, Ⅱ両方で見られる水生生物（指標生物ではない）			
ヒゲナガカワトビケラ類	ニンギョウトビケラ類	注) ○は海水の少し混ざっている汽水域の生物	
タニガワカゲロウ類	チラカゲロウ		

資料：国土交通省ホームページ及び環境省ホームページ

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 節水と生活排水（油、合成洗剤など）による水質汚濁の原因を削減します。
- 河川の美化・管理活動などへの参加に努めます。
- 汲み取り及び単独処理浄化槽の家庭は、合併処理浄化槽への切替を推進します。

事業者の取組み

- 工場・事業場の排水対策を行い、排水基準を遵守します。
- 節水と事業所排出水の水質汚濁の原因を削減します。
- 河川の美化・管理活動などへの参加に努めます。

コラム：家庭でできる生活排水対策

台所ではこんなこと

- 食事や飲み物は必要な分だけを作り、飲み物は飲みきれぬ分だけを注ぐ。
- 水切り袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。
- 残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、できるだけ捨てない努力を、やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。
- 食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。
- 米のとぎ汁は植木の水やりに、養分を含んでいるので、よい肥料になります。
- 食器を洗う時は洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。

お風呂ではこんなこと

- 髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。
- シャンプー、リンスは適量を守りましょう。
- お風呂の残り湯は洗濯に、温水なので汚れ落ちがよくなります（衛生上、すすぎは水道水で）。

洗濯ではこんなこと

- 洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなる訳ではありません。
- くず取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ。

トイレではこんなこと

- トイレは使用後にちょこちょこっと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくてすみます。

資料：環境省「生活排水読本」

第6節 暮らしプロジェクト

～環境負荷の少ない暮らしを実行しよう～

1. 現状と課題

私たちの生活は、環境に大きな負荷を与えてきました。地球温暖化や海洋プラスチックごみの問題は、顕在化した大きな問題のひとつです。

限りある資源を長く、大切に使い続け、環境への負荷が少ない「循環型社会」を実現するため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から脱却する必要があります。

本市でも3Rを推進し、ごみの発生抑制と再資源化に取り組んでいますが、市民一人当たりのごみ排出量は、近年、増加傾向にあり、ごみの排出量抑制と分別の徹底が課題となっています。

また、生活環境やまち並みの保全、気候変動の影響による自然災害のリスクの高まりや災害発生時の廃棄物の処理対策など、私たちが健康的で清潔で快適な暮らしを送るため、市民一人ひとりの行動と、行動を促すための実効性のある施策の策定が課題となっています。



2. 施策の方向性

●ごみの排出抑制

3Rの推進や食品ロスの削減を推進し、循環型社会を実現します。

●省エネルギーなライフスタイル

国が取り組んでいるCOOL CHOICEの考え方を広め、各家庭で行動します。

●生活環境とまち並みの保全

家庭ごみなどの焼却による煙や不法投棄など、生活環境の悪化に関する苦情を減少させます。

道路や公園などのインフラを整え、きれいなまち並みを実現します。

●災害に強いまちの実現

防災計画や災害廃棄物処理計画の見直しを行い、災害発生時、速やかに対応します。

●環境活動への参加

市民一人ひとりができる環境活動を発信し、各家庭や地域で行動します。

3. 施策

3-1. エコライフに関する施策

ごみの排出抑制

施策番号 63 エシカル消費（倫理的消費）の考え方を普及し，人や社会への配慮や地産地消の促進とともに，環境にも配慮した消費活動を促します。

施策番号 64 ごみの発生抑制とリサイクル推進のため，曾於市ごみ分別の手引きに従った分別の徹底を図るとともに，資源ごみ回収活動補助制度と生ごみ処理機器購入補助制度を継続して実施します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
63	広報依頼回数	4回/年	市民環境課
64	ごみ排出量の推移の報告	-	市民環境課
	資源ごみ回収量の推移の報告	-	市民環境課
	生ごみ処理機器購入件数	40件/年	市民環境課



省エネ

施策番号 65 緑のカーテンや雨水を利用した打ち水などにより、エコな暑さ対策を推進します。

施策番号 66 「曾於市の再生可能エネルギーの導入等について（H28.3月曾於市再生可能エネルギー検討委員会報告）」の結果を踏まえ、民間事業者の事業推進に対して、後方的な支援を行います。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
65	市役所所管施設の緑のカーテン実施数	20 施設 [2030 年度までの累計]	市民環境課
66	民間業者の事業実施件数	1 件 [2030 年度までの累計]	企画政策課

3-2. まちに関する施策

まち並み・景観

施策番号 67 市道や広域農道の安全性を確保し、道路景観を保全するため、路面や排水路、沿道の樹木については、計画的に補修・修繕・伐採を実施します。

施策番号 68 歴史的資源や自然環境等、曾於市の特性を活かした良好な景観の保全・形成を図るため、市景観計画及び景観条例を制定します。

施策番号 69 現在ある石橋については、点検・維持管理に努め、文化的財産を保護します。

施策番号 70 自治会内の道路一斉清掃や、ふれあいマインドロードの管理に対して報奨金を交付し、道路景観の保全に努めます。

施策番号 71 「道の美化里親」活動の登録団体数を増やし、ボランティアによる道路景観の保全に努めます。

施策番号 72 空き家の状況把握を行い、所有者及び管理者に対し、適切な管理を行うよう啓発に努めます。また、空き家バンクの活性化を図り、空き家を有効活用するとともに、市内の住環境を保全します。

施策番号 73 地域の環境美化のため、花と緑の供給センターを核に花苗を生産し、市内の公共施設などに植栽するとともに、学校、自治会、子供会などへ配

植 域の環

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
67	市道の安全性と良好な道路景観を維持	-	土木課
	樹木の伐採回数	1回/年	土木課
		2回/年	耕地林務課
	自治会への清掃依頼の実施	毎年依頼	耕地林務課
68	計画・条例の制定	制定 [2030年度まで]	まちづくり 推進課
69	橋梁点検	1回/5年	土木課
70	道路一斉清掃報奨金交付件数	400件/年	土木課
	マインドロード報奨金交付件数	10件/年	土木課
71	道の美化里親ボランティア団体数	155団体 [2020年度までの累計]	土木課
72	空き家の適正管理指導件数	10件/年	まちづくり 推進課
	空き家バンク登録件数と契約成立数	登録：80件 契約：40件 [2030年度までの累計]	まちづくり 推進課
73	花苗の年間配布本数	13万本/年	農政課

住環境

施策番号 74 多くの市民が運動や憩いの場として使用できるとともに、周辺の景観や自然環境と調和した、質の高い景観の形成する公園を維持していく。

施策番号 75 狭小・老朽化住宅については、解体及び新たな公営住宅の建設を図ります。

施策番号 76 犬・猫など、ペットの適正飼育を周知・指導し、住民の生活環境の保全に努めます。

施策番号 77 高齢者などのごみ出しに困窮している方のごみの出し方について検討し、地域コミュニティや介護などの関係課と連携して対応します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
74	遊具施設の定期点検	1回/年	まちづくり推進課
	安全基準を満たさない遊具の修繕	100%/年	まちづくり推進課
	芝生・植栽等の維持管理回数	芝：7回/1公園・年 植栽：2回/1公園・年	まちづくり推進課
75	公営住宅建て替え件数	2件 [2028年度までの累計]	まちづくり推進課
76	ペットに関する苦情件数	0件/年	市民環境課
	猫の避妊・去勢に関する補助金要綱の制定	2030年度までに制定	市民環境課
77	高齢者のごみ出しについてのアンケート調査の実施	1回 [2030年度までに]	市民環境課
	高齢者のごみ出しについてのアンケート調査の結果、必要と判断した場合の施策の策定	策定 [2030年度まで]	市民環境課

3-3. 災害に関する施策

災害対策

施策番号 78 地震などの災害発生後，早期に災害廃棄物进行处理し，市民の生活環境を改善するための災害廃棄物処理計画を策定します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
78	災害廃棄物処理計画の策定	策定済	市民環境課
	見直し状況	1回/年	市民環境課

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- ごみは正しく分別し，ごみの発生抑制とリサイクルの推進に努めます。
- 所有する空き家や空き地などは，自らの責任において，適切に管理するよう努めます。
- 公園の維持管理に協力します。
- ペットは適切に飼育し，糞の放置や放し飼いなどの迷惑行為はしません。
- 災害への備えを確認します。

事業者の取組み

- 廃棄物は自らの責任で適正に処理します。
- 再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 再生可能エネルギー導入に向けた情報収集を行います。
- 災害への備えを確認します。